

繁殖種付事業実施要領

1 目的

この要領は、乗用馬の資質向上と生産経営の安定に資するため、社団法人遠野市畜産振興公社（以下「公社」という。）が行う繁殖種付事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 定義

「種付」とは、人工授精をいう。

「種付預託」とは、種付に際して繁殖雌馬を預託しようとする場合をいう。

3 種付期間

平成23年3月20日から平成23年6月30日までとする。

なお、平成23年6月20日以降、新規種付の受け入れは行わない。

4 種雄馬配置

種雄馬は、公社が管理する種馬厩舎に配置し、次のとおり区分する。

馬名	品種	備考
蝶学	ブルトン種	社団法人日本馬事協会借受
フリーデンスラート	ウェストファーレン種	社団法人日本馬事協会借受
ヤングメドウ	アングロアラブ種	公社所有
ヴァーリントンW	ハノーバー種	遠野市乗用馬生産組合所有
ヴィクトーシモ	日本スポーツホース種	社団法人日本馬事協会借受
ブリジストン	KWPN	遠野市乗用馬生産組合所有

5 種付等の申請手続

(1) 種付又は種付預託を依頼しようとする者（以下「申請者」という。）は、種付申請書（第1号様式）を種付又は種付預託を依頼する前日までに、公社に提出しなければならない。

(2) 種付預託を依頼しようとする者は、別途預託契約を締結しなければならない。

6 種付料

(1) 種付料の額は、別表第1に定める額とする。

(2) 期間内において行う第2回目以降の種付については、料金を徴収しないものとする。

(3) 遠野市乗用馬生産組合員及びJA花巻農用馬部会員が種付を行う場合、料金の徴収については、種雄馬にかかわらず、1頭当たり26,250円徴収するものとする。

7 種付預託料

(1) 種付預託料は、1頭につき日額2,100円（消費税及び地方消費税含む。）とし、日額に預託日数を乗じて得た額を当該月の預託料とする。なお、入厩日及び退厩日は1日として取り扱う。

(2) 種付預託期間中における診療費や削蹄料等については、別途利用者が負担するものとする。

8 入厩条件

入厩する繁殖雌馬は、次に掲げる条件を満たす馬とする。

- (1) 1年以内に馬伝染性貧血検査を受けている馬
- (2) 馬インフルエンザ予防接種又は三種混合（馬インフルエンザ・日本性脳炎・破傷風）の予防接種を受けている馬
- (3) 直近に馬パラチルス検査を受け陰性が確認された馬
- (4) 家畜保健衛生所から特に指定された馬伝染病について、安全が確認された馬

9 提出書類

申請者は、次に掲げる関係書類を添えて入厩を希望する前日までに提出しなければならない。

- (1) 種付申込書（様式第1号）
- (2) 健康手帳（馬伝染性貧血検査証明書、予防接種の証明書）
- (3) 検査結果（馬パラチルス検査において陰性が確認できる書面等）
- (4) 血統登録書又は繁殖登録書の写し
- (5) その他指定された事項について、安全が確認できる書面等

10 種付拒否

公社は、次の各号のいずれかに該当する場合、種付を拒むことができる。

- (1) 繁殖雌馬に悪性の疾病がある場合
- (2) 繁殖雌馬の発育又は栄養が甚だしく不良な場合
- (3) 繁殖雌馬の疾病、その他やむを得ない事由により種付に供用することが適当でないと認めた場合
- (4) 種付を受けようとする者が申込書を提出しない場合
- (5) 種付を受けようとする者が虚偽の申請をした場合
- (6) 種付を受けようとする者が種付実施に関し関係職員の指示に従わない場合
- (7) 公社に対して、預託料や種付料等、料金の未払いがある場合

11 事故等の賠償責任

申請者は、種付に際して事故等によって生じた損害に対し、賠償を請求することはできない。

別表第1

馬名	種付料
蝶学	42,000円
フリーデンスラート	52,500円
ヤングメドウ	52,500円
ヴァーリントン	52,500円
ヴィクトーシモ	52,500円
ブリジストン	52,500円